

令和 5 年度「放課後児童支援員認定資格研修」(後期) 開催要綱

1. 目的

「放課後児童支援員認定資格研修」は、放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容などの共通の理解を得るため、職務を遂行するうえで必要最低限の知識および技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的としています。そのため三重県では、全国共通の研修制度を開催し、「放課後児童支援員」を養成することを目的とした研修を開催いたします。

2. 主催

三重県 ※委託先：一般財団法人ユマニテク教育支援センター

3. 受講対象者

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者で、原則として県内の放課後児童クラブに放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事している者、又は従事しようとする者であって、県内市町から推薦を受け、県が認める者とします。

4. 定員

令和 5 年度（後期）定員 300 名

5. 令和 5 年度前期研修日程

令和 5 年 10 月 21 日（土）～令和 6 年 1 月 20 日（月）

※詳細なカリキュラムは別紙①記載のとおりとなります。

※一連の研修カリキュラム（全 16 科目）をインターネットを利用した e ラーニングで履修していただきます。

6. 受講者の本人確認について

不正防止のため、受講申込時に、本人確認書類（運転免許証写・マイナンバーカード(顔写真付き)写・パスポート写のいずれか）とシステム登録時の顔認証登録を照らし合わせて本人確認をさせていただきます。また、必要に応じて本人確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

7. 受講確認について

研修は、パソコン・タブレット・スマートフォン等を使用し、インターネット回線から専用システムに接続し、動画視聴による受講となります。動画視聴は、各自、研修期間内に自由な時間に行うことができますが、動画視聴は通信量が非常に大きくなりますので、Wi-Fi 等での接続を推奨します。

動画視聴の際には、不正防止のため、顔認証システムにて、本人による受講の確認を行っています。ま

た、受講中は Web カメラで定期的に受講態度を確認しています（カメラ前からいなくなった場合や、居眠り等を行っている場合には動画が停止することがあります）。

※研修内容について質問がある時は、専用システム内から質問をすることができます。

※専用システムの利用方法等については、受講決定時にマニュアルを送付します。

※動画視聴にあたっては、前述の電子機器及びインターネット回線の準備に加え、顔認証システム導入のため、Web カメラの準備も必須となります。

8. 受講科目の免除

以下に掲げる資格をお持ちの方は、一部研修科目の免除が可能となります。免除対象者の方は受講申込時に市町へ届け出ください。免除科目の受講は不要となります。

※受講申込時に届け出を行わなかった場合、科目免除はできません。

資格取得状況	免除科目名	
保育士の資格を有する場合	2-④	子どもの発達理解
	2-⑤	児童期（6歳～12歳）の生活と発達
	2-⑥	障害のある子どもの理解
	2-⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
社会福祉士の資格を有する場合	2-⑥	障害のある子どもの理解
	2-⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する場合	2-④	子どもの発達理解
	2-⑤	児童期（6歳～12歳）の生活と発達

9. 受講料

無料 ※インターネット等の回線利用料は自己負担となります。

10. 教材(テキスト)

・『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材(中央法規出版)』テキスト代金：1,210円(税込)

・『放課後児童クラブ運営指針解説書 改訂版（フレーベル館）』テキスト代金 440円(税込)

※解説書は厚生労働省のHPからダウンロードもできます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000765364.pdf>

【厚生労働省 放課後児童クラブ運営指針解説書 改訂版】で検索してください。

①テキストは研修開始までにご準備ください。

②既にテキストをお持ちの方は、改めて購入する必要はありません。

③「購入申込書」（下記 Web ページよりダウンロード可）を使用して、「丸善」で購入できます。

<http://humanitec-ka.jp/itaku/>

④③にてご注文いただいたテキストは、郵送いたします。

※領収書はコンビニエンスストア前払いしていただいた際の振り込み書が領収書となります。改めて発行はされませんのでご了承ください。

11. システム利用環境

本研修は、パソコン・タブレット・スマートフォン等を使用し、インターネット回線から専用システムに接続して受講致します。システムの利用には前述の電子機器及びインターネット回線への接続が必要となりますので、必ずご準備ください。なお、動画視聴は通信量が非常に大きくなりますので、Wifi 等での接続を推奨しております。また、本人確認及び受講確認の為に顔認証システムを導入しておりますので、**Web カメラも必須**となりますので PC を使用する場合は併せてご用意ください。

<動作環境一覧>

機器	OS	ブラウザ
PC	Windows10、Windows11	Edge（最新版）・FireFox（最新版）・Chrome（最新版）
	MacOS High Sierra10.13 以降	Safari（最新版）
スマートフォン・タブレット	iOS 14.0 以降 iPadOS 14.0 以降	Safari（最新版）
	Android 8.0 以降	Chrome（最新版）

回線速度	下り：512kbps 以上、上り：256kbps 以上
CPU	Celeron1GHz 以上、または CoreDuo1.66GHz 以上、または左記相当以上の CPU

※動作環境外の OS・ブラウザの場合でもシステム自体は見ることはできますが、一部の機能が利用できない場合や、レイアウトのずれ等が発生することがあります。

※ブラウザの JavaScript、Cookie、SSL の設定が有効である必要があります。

※セキュリティソフトウェアまたは、アンチウイルスソフトウェアのセキュリティ機能によってはシステムの機能が正しく利用できない場合があります。

※スマートフォンでの受講が可能です。が、画面が小さく文字が見えにくいことや、メモリ不足等で動画の再生が中断される恐れがありますので、PC・タブレットでの受講を推奨しております。

12. 修了証書等の交付

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を修得したと認められた方に修了証（放課後児童支援員認定資格研修修了証）を後日郵送にて交付いたします。

※全国の自治体において効力を有するものですが、国家資格ではありません。

※修了証書の発送は令和6年2月末日を予定しております。

受講科目の終了認定は、以下で確認をさせていただきます。

放課後児童支援員認定資格研修リフレクションシート	科目動画視聴後にシステム内で入力
研修レポート(400字程度)	全科目履修後にシステム内で入力

※記載された内容については、支援員研修の修了の評価には用いません。

13. 研修辞退(キャンセル) について

研修をキャンセル(辞退)する場合は、ユマニテック教育支援センターまでご連絡ください。

14. 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に使用することはありません。なお、お申込み時に提出された、公的書類、資格証の写し(コピー)は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※記載された個人情報等は、研修事業の実施主体である三重県子ども・福祉部と受託者である一般財団法人ユマニテック教育支援センターで共有して研修を実施させていただきます。

15. その他

- ・本研修は、研修期間内にシステムを使用して受講を行いますので、出欠確認等はありません。ご自身の都合の良いお時間で研修を進めていただき、研修期間内に全ての科目を履修終了し、科目毎のリフレクションシート及び終了時の研修レポートを入力してください。
- ・研修は、申込者本人のみとなっております。代理受講や集団受講はできません。
※顔認証システムにより本人確認を行います。
- ・テキストは必ず使用してください。
- ・11のシステム利用環境を良く読み、環境をご準備ください。環境設定やPC・カメラ等の購入についてのサポート等は一切行いませんので、必ず受講者側でご準備ください。
- ・研修動画の録音・録画および写真撮影はご遠慮ください。

16. お問い合わせ先

【研修実施関係】

一般財団法人ユマニテック教育支援センター 研修係

〒510-0074 三重県四日市市鶴の森 1-4-28

Tel : 059-340-4575 (月～金 9:00～17:00)

メール : info-hes@humanitec.ac.jp HP : <http://humanitec-ka.jp/itaku/>

【研修制度・受講申込関係/受講者推薦先】

三重県 子ども・福祉部 子どもの育ち支援課 幼保サービス支援班 (担当: 太田)

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3

Tel : 059-224-2268 (月～金 8:30～17:15) / Fax : 059-224-2270

メール : sodachi@pref.mie.lg.jp

別紙①-1

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
講師	三重県 子ども・福祉部子どもの育ち支援課 幼保サービス支援班 太田 泰史
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。 ○放課後児童健全育成事業の役割について理解している。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）の内容及び放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の目的及び役割 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ○放課後児童クラブ運営指針の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針の役割 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 ○放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
備考	

別紙①-2

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
講師	社会福祉法人豊津児童福祉会明和ゆたか園 園長 森本 信也
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	<p>○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。</p> <p>○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。</p> <p>○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第 33 条の 10、第 33 条の 11 及び第 33 条の 12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条、放課後児童クラブ運営指針第 1 章の 3（4）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 <p>○放課後児童クラブの社会的責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ <p>○放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 <p>○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の子ども家庭福祉と子どもの権利 ・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
備考	

別紙①-3

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
講師	高田短期大学 助教 中嶋 麻衣
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策の概要を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭福祉施策の体系と内容 ・子ども・子育て支援新制度の内容 ○障害児福祉施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の障害児福祉施策の内容 ・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連 ○児童虐待防止等の施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・社会的養護に関する施策の概要 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等）の内容
備考	

別紙①-4

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
講師	高田短期大学 教授 山口 昌澄
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 ○育成支援における子どもの発達の特徴や発達過程を理解している。 ○子どもの発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	○主に、育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、子どもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達理解の基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・発達概念 ・発達の時期区分と特徴 ○子どもの遊びや生活と発達 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会性の発達の理解 ・子どもの発達における遊びの大切さ ○子どもの発達理解と育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・子どもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 ○継続的な学習の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの必要性
備考	

別紙①-5

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
講師	ユマニテク短期大学 助教 大矢 知佳
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○児童期の一般的な特徴を学んでいる。 ○児童期の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。 ○児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達と児童期 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等） ・児童期の発達の特徴 ○児童期の発達過程と発達領域 <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね6歳～8歳頃の発達の特徴 ・おおむね9歳～10歳頃の発達の特徴 ・おおむね11歳～12歳頃の発達の特徴 ○継続的な学習の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
備考	

別紙①-6

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
講師	ユマニテク短期大学 非常勤講師 小島 佳子
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○障害のある子どもを理解するための基礎を学んでいる。</p> <p>○障害のある子どもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。</p> <p>○障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法（障害者の権利に関する条約などを含む）発達障害者支援法（発達障害に関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害のある子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○子どもの障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の概念 ・ 障害のある子どもの発達の特徴 <p>○発達障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の定義と障害特性 ・ 発達障害理解の基礎 <p>○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・ 障害のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること <p>○障害のある子どもと保護者を理解するための学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性 ・ 障害のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
備考	

別紙①-7

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
講師	ユマニテク短期大学 非常勤講師 鈴木 聡
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。</p> <p>○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。</p> <p>○特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。</p>
主な内容	<p>○児童虐待の内容と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の現状と内容 ・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 <p>○特に配慮を必要とする子どもの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 <p>○特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・特に配慮を必要とする子どもに関する学校との連携についての理解 <p>○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
備考	

別紙①-8

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
講師	社会福祉法人藤水福祉会風の子認定こども園 園長 田中 嘉久
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。 ○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。 ○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(1)(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の基本 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方 ・子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 ○育成支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容 ・育成支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応 ○育成支援における記録及び職場内での事例検討 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援における記録の必要性 ・職場内での情報共有と事例検討の必要性
備考	

別紙①-9

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
講師	高田短期大学 教授 青木 信子
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活における遊びの大切さについて理解している。 ○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。 ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの遊びと発達 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活における遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴と発達との関わり ○子どもの遊びと仲間関係 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自発的に遊びをつくり出すことへの理解 ・遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性 ○子どもの遊びと環境 <ul style="list-style-type: none"> ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることへの理解 ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることへの大切さ ○子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりへの必要性 ・遊びの中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことへの必要性
備考	

別紙①-10

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
講師	ユマニテク短期大学 非常勤講師 鈴木 壽眞子
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解している。 ○障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。 ○専門機関等との連携のあり方について理解している。
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第3章の2、4（2）及び（3）などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの受入れの考え方 ・ 障害のある子どもの育成支援に際して留意すること ○障害のある子どもの保護者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ ・ 子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見通しをつくることの必要性 ○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・ 障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ ○専門機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等デイサービス事業所、発達障害者支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ ・ 専門機関等と連携する際の配慮事項
備考	

別紙①-11

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-① 保護者との連携・協力と相談支援
講師	高田短期大学 助教 古谷 淳
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との連携のあり方について理解している。 ○保護者組織との連携のあり方について理解している。 ○保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 19 条、放課後児童クラブ運営指針第 1 章の 3 (2)、第 3 章の 1 (4) ⑨及び 4 の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・保護者への連絡の際に配慮すること ○保護者組織との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 ○保護者からの相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
備考	

別紙①-12

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
講師	佐熊 秀樹
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携の必要性とそのあり方について理解している。 ○保育所、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。 ○地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。</p>
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性 ○学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること 2. 保育所、幼稚園等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、幼稚園等との連携の必要性 ○子どもの状況について保育所、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること 3. 地域住民や関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○子どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 ○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営
備考	

別紙①-13

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ 子どもの生活面における対応
講師	ユマニテク短期大学 非常勤講師 前澤 いすず
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。 ○子どもの健康維持のための衛生管理について理解している。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 13 条、放課後児童クラブ運営指針第 3 章の 1 (4) ⑦、第 6 章の 1 (2) 及び 2 (1) の内容に基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの健康管理及び情緒の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 ・子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 ○子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 ○衛生管理と衛生指導 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 ・おやつ提供時の衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのある子ども等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の知識
備考	

別紙①-14

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
講師	庄司 まみ
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<p>○安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解している。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑧、第6章の2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実際例を活用して行うことが望ましい。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブにおける子どもの安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・ 安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 <p>○安全対策及び緊急時対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故やけがの防止と発生時の対応 ・ 災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 <p>○安全対策及び緊急時対応の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・ 計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
備考	

別紙①-15

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
講師	岡 明子
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。 ○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員の仕事内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・ 育成支援を支える職務の内容 ○放課後児童支援員に求められる資質及び技能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 ・ 放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・ 事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・ 職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
備考	

別紙①-16

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
講師	岡山大学教育推進機構 准教授 中山 芳一
時間数	1.5 時間 (90 分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。 ○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑩」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理 <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 ○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ○運営内容の自己評価と公表 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価と公表の必要性 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等） <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
備考	